

第4次静岡県健康増進計画 (素案 概要)

1

■県健康増進計画の変遷



- 健康づくりに関する計画を策定し、時代の変化に応じた 県民の健康づくりを推進

年 代	県の健康増進計画等	国 の 健 康 づ ク リ 対 策
S63(1988)～	ふじさん運動	1988 第2次国民健康づくり対策 ～アクティブ80ヘルスプラン～
H12(1999) ～H22(2010)	しずおか健康創造21 しずおか健康創造21アクションプラン [※]	2000 第3次国民健康づくり対策 ～健康日本21～
H23(2011) ～H25(2013)	ふじのくに健康増進計画	2013 第4次国民健康づくり対策 ～健康日本21（第二次）～
H26(2014) ～R5(2023)	第3次ふじのくに健康増進計画 第3次ふじのくに健康増進計画アクションプラン	
R6 (2024) ～	次期健康増進計画	2024 第5次国民健康づくり対策 ～2035～健康日本21(第三次)～

※ しづおか健康創造21アクションプランの開始年は、H13(2001)年。

12年

2

■次期健康増進計画のビジョン・大目標



- これまでの取組や 予想される変化を踏まえてめざす 健康づくりのビジョン・大目標

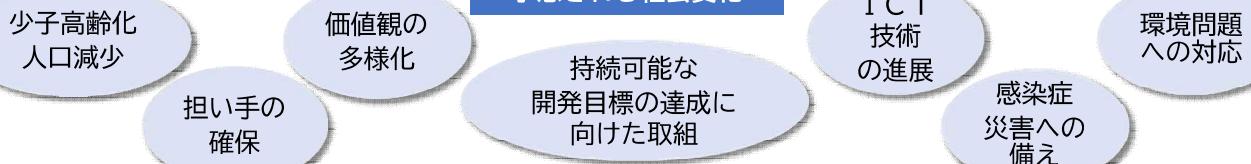
これまでの成果

- ・健康寿命は平均寿命の伸びを上回り着実に延伸
- ・健康データを活用し、健康課題の見える化を実施
- ・健康経営の推進や、健康づくりインセンティブの活用など、市町や保険者・企業など、多様な主体が健康づくりの取組を実施
- ・コロナ禍においても Webを活用した「通いの場」を提供することができた

課題

- ・生活習慣病において改善が認められない項目が多くかった。
- ・健康課題には依然、地域差が存在
- ・多様な主体による連携協力、人材育成、地球温暖化や災害、感染症の拡大への対応、孤独・孤立による健康影響なども健康づくりの上で課題
- ・目標や数値目標の設定が一定の整理が必要

予想される社会変化



ビジョン
(案)
大目標
(案)

すべての県民が 健やかで 心豊かに 生活できる持続可能な社会の実現

健康寿命の延伸

健康格差の縮小

3

■次期健康増進計画の目指すすがた

- これまでの取組や 予想される変化を踏まえて 実現したい健康づくりのすがた

本県が実現を目指す 健康づくり のすがた

【県 民】

- 自らの状況に合わせて、健康するために最適な行動をとり、習慣として身につけることができる。
- 単に個人が健康であるというだけでなく、社会とのつながりを持ち、自らの状況に応じた役割を担い活躍することができる。
- 健康するために獲得した習慣を文化として広げ、世代を超えて継承することができる。

【社会環境】

- 健康に関心がない県民であっても、自然に健康になれる行動をとり、継続できる環境が実現する。
- 生まれた地域や 住んでいる地域、所属する集団が異なっていても、健康であるための行動をとること や 習慣を身につけること に制限がされない。

【担い手】

- 健康づくりを支える担い手が、自らの能力を最大限に発揮し、又は 有機的な連携を行うことで 効果的かつ効率的に、県民に対する取組や 社会環境づくりを 支援し実現することができる。

4

■大目標の設定



○ 大目標に関する数値目標は、国指針の目標を準用。

大目標

健康寿命の延伸

健康格差の縮小

県計画の大目標	現状値	目標	考え方
健康寿命の延伸 ・日常生活に制限のない期間の平均 死亡（人口動態統計）、日常生活に制限のない割合（国民生活基礎調査）から厚生労働科学研究班が3年ごとに算出。	男性73.45歳 女性76.58歳 (2019年)	平均寿命の增加分を上回る健康寿命の増加	国指針を準用
健康格差の縮小 ・日常生活動作が自立している期間の平均（平均自立期間） 死亡（人口動態統計）要介護度2未満の割合から算出	男性 4.0年 女性 2.9年 (2020年)	上位5分の1の市町の平均の増加分を上回る、下位5分の1の市町の平均の増加	国指針を準用 (※)

※ 国指針では、上位4分の1と下位4分の1の都道府県間の健康寿命の比較。本計画においては、市町別に算出可能な「平均自立期間」を使用。また、上位下位の区分を5分の1に変更。

健康寿命・平均自立期間の算出

- ・当該自治体の年代別人口当たり死亡数
- ・当該自治体の年代別健康（要介護認定でない）割合
- ・全国の年代別人口当たり死亡数、生命表情報



5

■次期計画の柱建て



○ 柱1～3は、国指針の柱建てに合わせ、独自に柱4を追加。

柱1

■個人の行動と健康状態の改善

生活習慣の改善等による生活習慣病（N C D s）の予防に加え
生活機能の維持・向上の観点を踏まえた取組を推進

国指針に
準じる

柱2

■社会環境の質の向上

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、自然に健康になれる
環境づくりを推進

柱3

■ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

健康状態は、過去の生活習慣や社会環境等の影響を受けることを踏まえ
胎児期から老齢期に至るまで、人の生涯を経時に捉えた健康づくりを推進

県独自

柱4

■実効性を高める取組

上記の取組の効果、効率を向上させる研究の実施、人材の育成
関係者による連携の場の設置等を推進するほか、地域別の取組を推進

6

■1 個人の行動と健康状態の改善



○ 柱1は、生活習慣の改善、疾患の発症予防・重症化予防、生活機能の維持・向上に着目。

柱
1

■個人の行動と健康状態の改善

生活習慣の改善等による生活習慣病(NCDs)の予防に加え生活機能の維持・向上の観点を踏まえた取組を推進

中
柱
1

■生活習慣の改善

生活習慣の改善による生活習慣病や生活機能低下のリスクの改善

栄養・食生活 身体活動・運動 休養・睡眠 飲酒 喫煙 歯・口腔の健康

中
柱
2

■生活習慣病(NCDs)の発症予防・重症化予防

生活習慣病の発症予防 及び 合併症の発症や症状の進展等の重症化予防

高血圧 がん 循環器病 糖尿病 メタボ（特定健診） CKD（慢性腎臓病） COPD

中
柱
3

■生活機能の維持・向上

生活習慣病に罹患せずとも生じる 日常生活に支障をきたす状態の予防

口コモ（骨粗鬆症） フレイル（やせ） 認知症 熱中症（気候変動による健康影響） うつ・不安

● 国指針では取り上げていないが県で独自に追加するもの ▲ 国指針の記載があるが名称や掲載位置を変えて記載するもの

7

■2 社会環境の質の向上



○ 柱2は、社会とのつながり、社会環境づくりに着目。

柱
2

■社会環境の質の向上

社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上、自然に健康になれる環境づくりを推進

中
柱
1

■社会とのつながり・こころの健康の維持向上

心身の健康に影響を与える良好なつながりの醸成

地域とのつながり・社会参加 共食 孤独・孤立 こころの健康

中
柱
2

■自然に健康になれる環境づくり・基盤整備

健康に関心の薄い人でも無理なく自然に健康な行動をとることができるような環境整備

情報発信・機運づくり 健康経営・産業との連携 受動喫煙環境 特定給食施設

● 国指針では取り上げていないが県で独自に追加するもの ▲ 国指針の記載があるが名称や掲載位置を変えて記載するもの

8

■3 ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

○ 柱3はライフコースアプローチ。柱4は、柱1～3の取組を下支えする取組。

柱
3

■ ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

胎児期から老齢期に至るまで、人の生涯を経時的に捉えた健康づくりを推進

こども

高齢者

女性

柱
4

■ 実効性を高める取組

上記の取組の効果、効率を向上させる研究の実施、人材の育成関係者による連携の場の設置等を推進

研究の推進

多様な主体との連携

デジタル技術
ナッジ等の活用

人材育成

健康危機管理

地域別の推進

● 国指針では取り上げていないが県で独自に追加するもの

▲ 国指針の記載があるが名称や掲載位置を変えて記載するもの

9

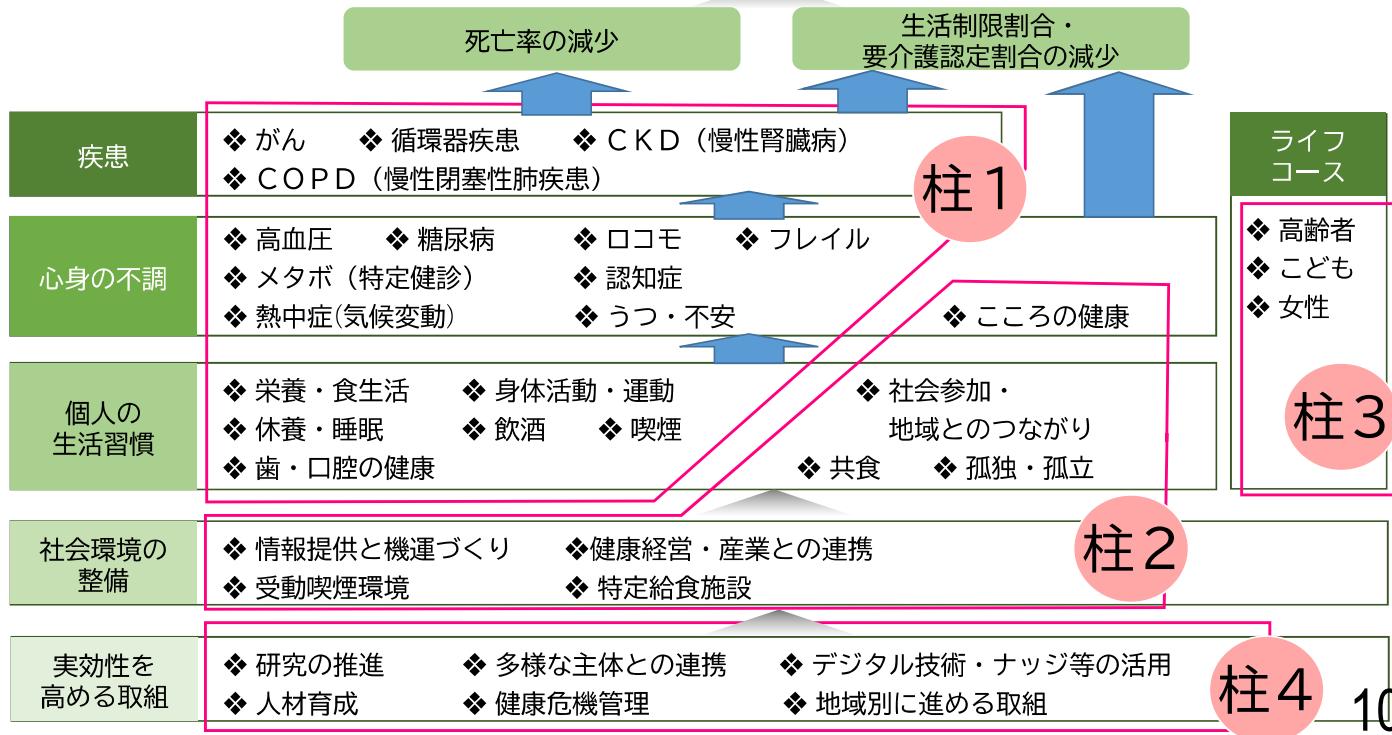
■ 大目標の改善に向けた取組体系

○ 大目標「健康寿命の延伸」「平均自立期間の格差縮小」を目指し、疾患や心身の不調の減少のほか、個人の生活習慣の改善、社会環境の整備、それらを下支えする実効性高める取り組む取組を推進。

大目標

◎健康寿命の延伸

◎健康格差の縮小（平均自立期間の市町間差の縮小）



10

■ 4 実効性を高める取組



4-5 健康危機管理

■ 対策のポイント

- 平時より訓練、研修等に備えるほか、有事には、
人的支援等により高まる健康支援ニーズに対応する。

■ 主な数値目標

指標	現状値	目標値
防災訓練の実施 (毎年度)	調整中	調整中
統括保健師の設置市町数	確認中 (2023)	全市町 (2035)

■ 主な課題

- (1) 平時における健康危機管理
・健康危機発生時に備え、平時から連携状況や役割を明確にしておく必要がある。
- (2) 自治体間の支援
・健康危機発生時は、著しく高まる健康支援ニーズに適切に対応する必要がある。

■ 主な取組

- (1) 平時における健康危機管理
・健康危機発生時を想定した訓練や、災害に関する研修を開催する。
- (2) 自治体間の支援
・健康支援体制を確保するため、人的支援等の調整を行う。市町における体制整備を支援する。

29

■ 4 実効性を高める取組



4-6 地域別の推進

■ 対策のポイント

- 関係者と連携し、地域の健康課題に応じた取組を推進する。

■ 主な数値目標

指標	現状値	目標値
脳卒中による年齢調整死亡率 (人/人口10万人)	男 41.3 女 20.1 (2022)	男 32.4 女 17.0 (2029)
地域・職域連携会議の開催 (毎年度/各健康福祉センター)	各1回 (2022)	各1回 以上 (2035)

■ 主な課題

- (1) 地域の関係者の協議と連携
・広域的な健康づくりや、職域等と連携した健康づくりを推進するためには、市町や地域の保健関係者のほか、事業者や保険者等と連携した取組が必要。

■ 主な取組

- (1) 地域の関係者の協議と連携
地域・職域連携会議を開催し、関係者が協力して住民に対して効果的な取組を行う。



30

■ 4 実効性を高める取組

4-6-5 富士健康福祉センター

- 喫煙者、高血圧者、透析患者の減少に取り組む。
- がん・肝炎ウイルス検診受診率向上に取り組む。

■主な数値目標

指 標	現状値	目標値
習慣的喫煙者の割合	男女24.8% (2020)	男女18.3% (2035)
がん検診精密検査受診率	肺 75.0% (2020)	90%以上 (2029)

■主な課題

- ・ 習慣的喫煙者の割合が高い。
- ・ 高血圧有病者の割合が高い。
- ・ がんの標準化死亡比が高く、精密検査未受診者がみられる。
- ・ 糖尿病性腎症による新規透析導入患者が増加傾向。
- ・ 働き盛り世代で咀嚼に課題がある者が多い（対県）。

■主な取組

- ・ 働き盛り世代の禁煙推進のため、地域・職域保健と連携した禁煙・受動喫煙防止対策に取り組む。
- ・ 高血圧対策として減塩や血圧測定の普及に取り組む。
- ・ 市と協力した各種健診（検診）受診率向上の啓発。
- ・ 生活習慣病重症化予防推進のための研修会の開催。
- ・ 働き盛り世代へ向けた歯周病検診受診啓発。

4-6-6 中部健康福祉センター

- 市町や職域と連携した高血圧対策を推進する。

■主な数値目標

指 標	現状値	目標値
高血圧症有病者の割合	男42.3% 女32.1% (2021)	男36.9% 女28.2% (2035)
運動習慣がある者の割合	男29.3% 女23.9% (2020)	男35.0% 女35.0% (2035)

■主な課題

- ・ 高血圧症有病者及び予備群の割合が高い。
- ・ 運動習慣がない者の割合が高い。

■主な取組

- (1) 情報発信
 - ・ 課題解決のための啓発媒体を活用して普及啓発する。
 - ・ 事業所の健康経営を支援し、働き盛り世代の運動や血圧測定の習慣化等について周知する。
- (2) 関係者の資質向上と連携体制づくり
 - ・ 連絡会や研修会により保健指導従事者や健康づくりリーダー、食育指導者等の資質向上を図る。
 - ・ 減塩や野菜摂取促進に取り組む給食施設や飲食店の増加を図る。

■ 4 実効性を高める取組

4-6-7 西部健康福祉センター

- 糖尿病対策に取り組む。
- 運動や身体活動を増やすための対策に取り組む。

■主な数値目標

指 標	現状値	目標値
糖尿病有病者の割合	男13.4% 女 7.2% (2020)	男13%以下 女 7%以下 (2035)
身体活動が1時間未満/日の者の割合	男58.6% 女59.5% (2020)	男50%以下 女50%以下 (2035)

■主な課題

- ・ 糖尿病は女性の有病者割合が高く、また男女ともに予備群の割合が高いため、糖尿病予防対策、リスクの高い方への対策が必要である。
- ・ 身体活動や運動習慣のない人が多く、身体活動量を増やす必要がある。

■主な取組

- ・ 健康状態や運動・食習慣等の状況を分析し、関係機関と課題を共有し、効果的な取組を推進する。
- ・ 研修等を開催し、保健指導従事者の資質向上を図る。
- ・ 事業所等と連携し、健康経営を推進する。
- ・ 身体活動を増やすための対策を関係機関と検討し、取組を進める。

■計画期間と中間見直し



○国指針に合わせてR17(2035)年までの12年計画を予定。6年目に中間見直しを実施。



※ 関連する他分野の計画と整合性を図るため、**計画途中であっても一部の取組や数値目標等を見直すことがある。**

※ 原則として毎年度、計画の進捗について評価を行う。